明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**三）　一

〔規　則〕
○人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則（**人事院**一六―〇―六七）　二
○人事院規則二二―二（倫理法又は同法に基づく命令の違反に係る調査及び懲戒の手続）の一部を改正する人事院規則（**同**二二―二―一）　二

〔告　示〕
○政党交付金の交付を受けるべき政党の名称及び令和元年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を公表する件（**総務**一九）
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（**政治資金適正化委**一）
○原戸籍の一部が滅失した件（**法務**一一）
○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た物の公表を行う件（**厚生労働**三）
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録認証機関の登録事項を変更した旨を公示する件（**同**四）
○保安林の指定をする件（**農林水産**一五一～一六〇）
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一六一～一六六）
○漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定める件（**防衛**八、九）

〔国会事項〕
内閣　岩手県　埼玉県　石川県　愛知県　山口県　愛媛県　福岡県　沖縄県　名古屋市　大阪市

〔人事異動〕
〔官庁報告〕
官庁事項

〔地方自治事項〕
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）

〔公　告〕
諸事項

官庁
有権者申出方関係

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

省令

○国土交通省令第三号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第百六十三号）の一部の施行に伴い、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年法律第二百一号）別表第二第一号の表第四号の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月十七日

国土交通大臣　石井　啓一

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（令別表第二の国土交通省令で定める装置）	（令別表第二の国土交通省令で定める装置）
第十二条の三　（略）	**第十二条の三**　（略）
2　令別表第二第一号の表第二号及び第四号、第二号の表第二号の船舶及びふん尿等の区分の欄並びに同表第二号の表第四号及び第五号の排出方法に関する基準の欄の国土交通省令で定める装置は、ふん尿等浄化装置とする。	2　令別表第二第一号の表第二号及び第二号の表第二号の船舶及びふん尿等の区分の欄並びに同表第二号の表第四号及び第五号の排出方法に関する基準の欄の国土交通省令で定める装置は、ふん尿等浄化装置とする。
3　令別表第二第一号の表第五号及び第二号の表第六号の船舶及びふん尿等の区分の欄の国土交通省令で定める装置は、当該装置からの排水が次に掲げる基準に適合する性能を有する装置（以下「ふん尿及び汚水処理装置」という。）とする。	3　令別表第二第一号の表第三号及び第二号の表第六号の船舶及びふん尿等の区分の欄の国土交通省令で定める装置は、当該装置からの排水が次に掲げる基準に適合する性能を有する装置（以下「ふん尿及び汚水処理装置」という。）とする。
一～四　（略）	一～四　（略）
（令別表第二の国土交通省令で定める排出率）	（令別表第二の国土交通省令で定める排出率）
第十二条の三の二　令別表第二第一号の表第一号及び第五号並びに第二号の表第一号の排出方法に関する基準の欄の国土交通省令で定める排出率は、毎分二百リットルとする。	**第十二条の三の二**　令別表第二第一号の表第一号及び第三号並びに第二号の表第一号の排出方法に関する基準の欄の国土交通省令で定める排出率は、毎分二百リットルとする。

附　則

この省令は、令和元年六月一日から施行する。